

生徒心得



三重県立伊勢工業高等学校

・ ・ ・ 生徒心得 ・ ・ ・

＜生徒への注意・保護者の皆さんへのお願い＞

生徒の本分を自覚し、本校生としての誇りをもって常に明るく、健康で、礼儀正しく、かつ自主的に行動して基本的生活態度と専門技術を身につけるように心がけること。

生徒心得とは、全生徒が安心・安全に学校生活を送るための約束事であり、伊勢工業高校生は努めて遵守するよう心がけること。

1．本校の育みたい生徒像は次の通りです

○基本的生活習慣を身につけ、社会常識のある明るく素直な生徒

(ひとつづくり)

○産業界から求められる技術・技能習得の意欲あふれる生徒

(ものづくり)

2．礼儀（挨拶励行）

規律ある明朗な学校生活を送るために、礼儀（挨拶など）を身に付けることが大切である。お互いに礼儀（挨拶など）をわきまえ、規律と秩序のある学校生活を送ること。

(1) 来訪者・保護者・教職員等への礼儀作法・挨拶励行

(2) 入室時、退出時の礼儀作法

(3) 生徒間であっても、節度ある行動をする

3．学校の日課と出欠席について（時間厳守）

平常授業は始業時間 8 時 30 分とし午前 50 分 4 限・午後 50 分 2 限とします。
行事等の関係で、短縮授業（40 分・45 分）や午前中授業のみの場合もあります。

(1) 毎日出席して授業を受けることが生徒の本分です。欠席や遅刻をしない。

(2) 届け出について

- ① 欠席・遅刻する時は、7：50～8：15 の間に保護者から学校又は「すぐーる」で担任に連絡する。

緊急時（代）0596-23-2234

- ② 遅刻をした場合、生徒指導部へ届け出てから教室に入る。
- ・・・ 遅刻の回数が多くなれば奉仕作業などの指導を行います。
- ③ 早退・外出はHR担任の許可を受け、生徒指導部に届け出る。
- ・・・ 無断で早退・外出することは禁止しています。
- ④ ①～③に関して、事前にわかっている場合は保護者から担任に届け出る。
- ⑤ 授業に遅れた場合やトイレ等で教室から出た場合には、生徒指導部で入室許可証を発行してもらう。（授業専念）

4. 学校生活について

1. 始業から終業まで、許可なく校外へ出てはならない。やむをえない事情で外出するときは、学級担任・教科担任及び生徒指導部にて所定の手続きをとること。
2. 部室は原則として始業前・放課後の部活動以外では使用しないこと。
3. 休日に校舎・校庭を使用する場合、責任者は必ず職員に申し出て許可を得ること。
使用後は後片付けを確実にやり、終わったことを報告すること。
4. 校舎・校具を破損した者は直ちにその旨を学級担任または管理担当職員に報告すること。
5. 次の行為をした場合は、処分としての懲戒・指導としての懲戒の対象となる。

・ 犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ盗、占有離脱物横領、強盗、暴力・傷害
恐喝・金品強要、薬物乱用（危険ドラッグ・シンナー）、不正乗車等

・ ぐ犯、不良行為

飲酒、喫煙、飲酒・喫煙に類する行為、器物破損、いじめ、迷惑行為
SNSによる誹謗中傷、喧嘩、暴言、深夜徘徊（午後10以降の外出）、
怠学等

・ その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等

※上記以外の不良行為においても生徒指導上問題行動と認められた場合、指導（懲戒）の対象となることがある。

5. 身だしなみ（頭髪・服装等）について

頭髪服装指導を年間行事予定に沿って実施します。不合格者は再指導、最終指導と合格するまで実施します。頭髪服装再指導不合格者ならびに最終指導不合格者には特別指導を行います。また最終指導不合格が続けば保護者召喚の上、特別指導を行います。

(1) 服装

①伊勢工業高校指定の制服であれば、季節に関係なく着用してもよい。

(※ただし、②正装について参照)

②正装について 学校行事や催事には夏服・冬服期間に合った下記の正装とする。

冬服期間・・・10月1日～5月31日

夏服期間・・・6月1日～9月30日(上着・ブレザーを着用しなくてもよい)

冬服期間の正装は次のとおりとする

・Aタイプ(詰襟型)

- 1) 上 着 学校指定で左胸に ITH のロゴ入り、詰襟学生服(グレー)を着用する。
- 2) ボタン 校章入り反射ボタン(5つ)を、5つともすべて留める。
- 3) 科 章 学年色別の科章を、左胸ポケットに取り付ける。
- 4) シャツ 学校指定で左胸に ITH の学年色別科別ロゴ入りのシャツを着用する。一番上のボタン以外すべて留め、裾をズボンに入れる。
- 5) セーター・ベスト シャツの上に学校指定のセーター・ベストの着用は認める。
- 6) ベルト 華美な装飾のないベルトを締める。
- 7) ズボン 学校指定のスラックスで、裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさず履く。
- 8) 靴 下 華美でないものを履く。
- 9) 靴 運動靴又は革靴を履く。(スリッパ・靴箱に入らないハイカットは認めない)

・Bタイプ(ブレザー型)

- 1) 上 着 学校指定の左胸に ITH のロゴ入り、ブレザー(グレー)を着用する。
- 2) ボタン 校章入り反射ボタン(3つ)を、3つともすべて留める。
- 3) 科 章 Aタイプ冬服規定と同様とする。
- 4) シャツ Aタイプ冬服規定と同様とする。
- 5) セーター・ベスト Aタイプ冬服規定と同様とする。
- 6) スカート 学校指定のスカートで、丈は膝頭中央程度とし、ウエスト部分や裾を折ったりしないように着用する。
- 7) ズボン 学校指定のスラックスでもよい。裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさず履く。
- 8) 靴下・靴 Aタイプ冬服規定と同様とする。

夏服期間の正装は次のとおりとする。

・ Aタイプ（詰襟型）

- 1) シャツ 学校指定で左胸に ITH の学年色別科別ロゴ入りのシャツを着用する。
一番上のボタン以外すべて留め、裾をズボンに入れる。インナーは華美でないものとし、袖・襟からインナーが出てはいけない。
- 2) ベルト Aタイプ冬服規定と同様とする。
- 3) ズボン 学校指定の夏スラックス（冬スラックスでも可）で、裾が地面にすらないよう、腰の上でずらさず履く。
- 4) 靴下・靴 Aタイプ冬服規定と同様とする。

・ Bタイプ（ブレザー型）

- 1) シャツ Aタイプ夏服規定と同様とする。(スカート時の前開きオープンシャツの裾は外に出す)
- 2) スカート 学校指定の夏スカート（冬スカート・スラックスでも可）を着用する。
着用方法は、Bタイプ冬服規程と同様とする。
- 3) 靴下・靴 Aタイプ冬夏服規定と同様とする。

◆ 学校指定制服は一切加工してはいけない。

違反服は預かる。修復可能な場合は1週間以内に修復する。

・そのような行為には厳しく指導する。（イエロー指導・特別指導）

◇その他の服装規定

- ・夏服（カッターシャツ）のインナーは華美でないものとする。
- ・靴下は華美でないものとする。
- ・ズボンのベルトは華美な装飾のないものとする。
- ・防寒着については登下校時のみに限り、華美でない市販品の着用を認める。
(詰襟学生服やブレザーを着用したうえで、防寒着を補助的に使用すること。)
- ・怪我等でやむをえず異装する場合は、担任に報告のうえ生徒指導部へ異装届を提出し許可を得ること。
- ・帽子は着用しない。（毛糸の帽子、個人のキャップなどは認めない）
- ・履物 通学：服装規定と同様とする。
校内：上履きは本校指定の、学年別に色分けしたものを使用すること。
- ・登下校時必ず鞆を持つこと。スポーツバッグ、リュックでも良い。教科書などが十分に入る大きさで、ファスナー等で閉まるものが望ましい。

◇採寸規定

- ・上着…袖は手首が隠れる程度、裾はお尻のトップより長いこと、袖が裾より短いこと。伸長を考えて配慮することもある。
- ・ズボン…ウエストは大きすぎない適正なサイズとする（腰骨で止まること）。
裾はスリッパを脱いだ状態で、適正位置でベルトを締め、床にすらないこと。股下 70 cmを基準で採寸する。
- ・スカート…ウエストは大きすぎない適正なサイズとする。丈は身長に合わせ
サイズ表に応じて購入する。（膝頭中央下程度）
- ・シャツ…長袖・半袖を着用して決める。
- ・セーター・ベスト…上着の裾よりセーター・ベストが出ないこと。

◇制服購入

- ①制服を譲り受けた場合・・・取扱業者の寺前商店(0598-51-2221)に連絡してください。
指定店の指示を受け、相談の上、着用可能か判断させていただきます。
判断に迷う場合は、入学予定者説明会の制服購入の際に持参してください。取扱業者と相談の上、着用可能か最終判断させていただきます。
- ②入学後については、直接取扱業者に連絡し購入してください。
- ③裾上げ糸のほつれ直し、わずかな引き裂きの修繕などは、各家庭で対応していただいて構いません。

（２）所持品などについて

- ①生徒手帳および生徒証明書は常に携帯すること。
- ②所持品は、学年・組・名前を明記し、各自責任を持って管理すること。
- ③貴重品や不要物、過剰な金銭は持参しないこと。
- ④生徒間で金銭や物品の貸し借りをしないこと。
- ⑤携帯電話は、授業中及び授業以外の教育活動時間〔各種集会（HR も含む）、清掃時間、学校行事など〕の使用は禁止する。

（３）頭髮

頭髮の基準は以下の通りです。

- ① 前髪は目にかからない。
- ② 清潔・端正なものとし、染色やパーマ（アイロン）などの不自然な髪加工は

しない。

- ③ 奇抜で極端な髪型、不自然な髪型、変形カットは禁止とし、整髪料による過度な加工をしない。

(4) その他

①眉毛は過度な加工（剃ったり、切ったり）をしない。

②化粧(色付きのリップクリームも含む)は認めない。

③ピアス・指輪・ネックレス等装飾品の着用は認めない。

④ピアス穴は開けない。・・・特別指導・イエロー指導・継続指導の対象

⑤色つきの眼鏡やカラーコンタクトレンズの使用は認めない。（健康上必要とする時は、医師の診断書を添え、担任、生徒指導部の許可を受けること。）

※継続指導・・・毎週初めに生徒指導部にて確認指導。

※イエロー指導・・・頭髪の場合は随時確認のうえ1週間以内に修復。

ピアスの場合は以後装着せずに穴が修復されるまで継続指導、ともに特別指導の場合あり。

6. 自転車通学について

(1) 希望のある生徒に対して、自転車通学を認めています。

ただし、本校の規定に従い、自転車登録をすること。

(2) 登録するにあたり、保護者の責任に基づき、次の項目を点検の上、自転車登録申請書を提出した後、自転車の使用を許可します。

①身体に合った安全なもの。（ベル・ライト・ブレーキ・反射鏡・鍵2つ・雨合羽）

②ハンドルの改造のないもの。後輪軸にステップのついてないもの。

③防犯登録をしてあるもの。

(3) 許可後、通学に使用する自転車にステッカー（100円）を貼付すること。

(4) 自転車は施錠（2ロック）して、校内の指定された駐輪場に置くこと。

(5) 整備不良の自転車や、変形自転車・スタンドの無い自転車の使用は認めない。

（随時指導）

(6) 道路交通法に基づき、以下のことを厳守すること。

① 原則 車道走行

② 左側走行

③ 歩道は歩行者優先（加害事故のほとんどが歩道です）

④ 安全ルール違反（危険運転）

・交通違反（信号無視・標識違反等）・二人乗り

・並進走行　・無灯火　・イヤホン（ヘッドホン）・あおり運転

⑤ スマホ・携帯等の操作運転の禁止

⑥ 傘さし運転は厳禁（雨天の場合は雨合羽を使用する）

※ 2021年10月より自転車損害賠償保険等へ加入が義務化されています。

※ 2023年4月よりヘルメット着用努力義務とされています。

7. 在学中に運転免許を必要とする四輪自動車（二輪車等も含む）について

（1）四輪自動車について

在学中は四輪自動車免許の取得を原則として禁止する。ただし、次の場合は事情により学校長が許可することもある。

①卒業後ただちに就職又は家業に従事して運転免許を必要とする者。

（事業所から採用時の依頼として、運転免許の早期取得を必要とする者）

②その他、学校長が特に必要と認めたもの。

（2）二輪車等について

在学中は二輪車等の運転免許取得については原則として禁止する。

ただし、通学に際し、最寄りのバス停・鉄道の駅までが遠いなどの特殊な事情がある場合については、原動機付自転車免許取得の特別許可を検討する。

8. 下宿生活について

（1）下宿生は、入学後に下宿調べを行い、下宿届を配付します。必要事項を記入し、生徒指導部に提出すること。また、下宿先を変更した場合は、直ちに担任に申し出て生徒指導部に報告すること。

（2）下宿生は、下宿届提出時に説明をする「下宿生活の心得」をよく守り、高校生としての規律ある生活を送るように心掛けること。

9. アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。ただし、事情により必要と判断された場合に限り、担任より特別アルバイト推薦書を生徒指導部に提出してもらい学校長許可のもと規定に従い行うことが出来る。長期休業中のアルバイトは、学校生活に問題がない場合（学

業優先)、所定の手続きをして行うことが出来る。

10. 校外での生活 その他

- (1) 常に社会道徳・交通道徳を守り、高校生としての自覚と責任ある行動をとること。
- (2) 不健全な娯楽場・飲食店・その他学校が指定する以下の場所へは 出入りを禁止する。
 - ① 風俗営業法に指定または準ずる店 (パチンコ、麻雀クラブ、その他)
 - ② 満 18 歳未満入場禁止の興行場 (競輪、競馬、競艇、その他)
 - ③ 生徒として立ち入り不相当と思われる場所
- (3) 伊勢工業高校生として、特別指導 (処分としての懲戒・指導としての懲戒)を受ける行為の例
飲酒 (ノンアルコールビールも含む)、喫煙 (加熱式・電子式タバコも含む)、
飲酒・喫煙に類する行為、暴力行為、窃盗 (万引き)、たかり、いじめ、不良交友、不健全な遊戯、薬物乱用 (麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ、シンナー等)
不純異性交遊、深夜徘徊 (夜 10 時以後の外出)、無断外泊
不正行為 (不正受験・不正乗車・定期券偽造等)、迷惑行為、SNS による誹謗中傷
無免許運転、無断免許取得、自動車学校無断入校(合宿免許取得を含む)等

11. 「いじめ」について

- (1) 伊勢工業高校として
「いじめ」をしない、させない、絶対に許さない
という方針で指導を行います。
(本校の『いじめ防止基本方針』は学校ホームページに掲載してあります)
- (2) 各学期にアンケートを実施します。
また 1 学期と 2 学期の中間テスト後に個別面談を行い、「いじめ」に関して聞き取り調査も行います。「いじめ」を受けた場合は直ちに担任に相談してください。
 - ① いじめ防止対策推進法
『いじめ』とは、本人と一定の人間関係のある友人がおこなう心理的、または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行なわれるもの含む) であり、本人が心身の苦痛を感じていることを指す。(「いじめ防止対策推進法」より)
※いじめ案件が認められた時には、学校は警察に連絡し、協力を求めることがあります。
 - ② SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) によるトラブル
・誹謗・中傷は絶対に書き込まない。

- ・恐喝、威力業務妨害、不正アクセスなど、高校生が刑事罰を受け、また民事裁判でも訴えられる事案が全国的に多発しています。
 - ・個人情報（名前・電話番号・アドレス・写真・QRコードなど）を書き込まない。
 - ・性的被害、児童買春、最悪の場合は殺人被害というケースが全国で発生しています。
- ⇒ 知らない人とのメールのやり取りをしない。

校則規定の改正について

- 1 校則規定は、社会の変化や必要に応じて適宜見直しをするものとする。
- 2 校則規定の見直しを検討する際、生徒議会、教職員、PTAの3者の意見聴取及び協議を踏まえ、学校が規定の変更を判断する。

***** 学校からのお願い *****

携帯電話・スマートフォンに関する家庭でのルール作りをしてください。

- （１）フィルタリングを必ず利用する。
- （２）利用時間・利用料金に関する決まりを作る。



近年、SNSによるトラブルが急増しています！！

- ・ 2022. 1. 19 改定
- ・ 2023. 2. 22 改定
- ・ 2024. 2. 21 改定